

令和2年度実施分  
社会福祉法人  
指導監査報告書

令和3年7月  
品川区

# 1 社会福祉法人の指導監査とは

## (1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された公益性の高い非営利の法人です。社会福祉事業の主たる担い手として、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって公的規制・監督を受ける一方で、税制面や補助金交付等の優遇措置があります。

## (2) 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

## (3) 指導監査の概要

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査は大きく分けて、

ア 社会福祉法人の運営に係る指導監査

イ 法人が運営する施設やサービスに対する指導監査(施設サービス指導監査)の2つがあります。これらの指導監査には、以下のような違いがあります。

### ● 「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」の違い

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査事項
社会福祉法人指導監査	品川区	社会福祉法第56条第1項	適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保	定款、役員、理事会、予算および決算書等の法人運営に関すること
施設サービス指導監査	東京都 品川区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法(*)等	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定・使途、利用者への処遇・支援の状況に関すること。

(\*)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人指導監査」です。なお、上記「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」は、実施主体が異なりますが、同一年度内に双方の監査を実施する予定がある場合は効率的・効果的な監査を実施するため、日程調整し、同日で監査を実施するように努めています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都および区関係各課との同日監査は実施しませんでした。

## 2 社会福祉法人指導監査

### (1) 令和2年度 監査実施状況

主たる事務所が品川区内にある社会福祉法人の内、その行う事業が品川区の区域を越えないものについては品川区長が所轄庁と定められています。(社会福祉法第30条第1項)。

令和2年度は、所轄する13法人の内、4法人に対して指導監査を実施しました。

対象法人数(所轄法人数)		監査実施数	文書指摘法人数
13		4	4
内訳	高齢	5	1
	障害	2	1
	保育	5	2
	社協	1	0

### (2) 文書指摘事項

文書指摘事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))」に基づいて指摘を行っています。

令和2年度は改正社会福祉法の全面施行後の指導監査が一巡し、2回目の監査となりましたが、引き続き法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、自主性・自立性をもった法人運営を行うことができるよう、制度改正項目の定着が図られているかを確認することが着目点でした。

令和2年度の文書指摘の内容は以下のとおりです。なお、複数の法人において、理事会決議の必要な事項について決議がされていない点(理事との利益相反取引)について、文書指摘を受けています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため理事会・評議員会を決議の省略で行った法人も多く、その手続きの不備についても指摘されています。

※「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知として発出されています。

※文書指摘事項に関しては、すべて改善報告を受けています。

## ■法人運営

### ①評議員・評議員会—評議員会の招集・運営

項目	具体的事例	法人数
評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 【ガイドラインI-3-(1)-2】	欠席が継続している評議員が複数名いる。	1法人

決議が適正に行われているか。 【ガイドライン I-3-(2)-2】	評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面または電磁的記録がない。	1 法人
--------------------------------------	--	------

②理事・理事会・監事－選任・適格性・審議状況等

項目	具体的事例	法人数
理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 【ガイドライン I-3-(2)-1、I-6-(1)-2】	評議員会の日時及び場所並びに議題・議案が理事会の議決により定められていない。	1 法人
法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 【ガイドライン I-4-(1)-1】	理事について、定款で定めた員数が選任されていない。	1 法人
理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。監事となることができない者が選任されていないか。 【ガイドライン I-4-(3)-1・I-5-(2)-2】	理事会への欠席が継続している理事がいる。	1 法人
	理事・監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、暴力団員等の反社会的勢力に属するものではないことが、誓約書等により確認されていない。	1 法人
理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 【ガイドライン I-6-(1)-1】	理事会の招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。	1 法人
理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 【ガイドライン I-6-(1)-2】	理事会の決議を要する事項について、決議が行われていない。(理事の利益相反取引)	2 法人
法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 【ガイドライン I-6-(2)-1】	理事会議事録に議事録署名人である理事長の署名または記名押印がないものがある。	1 法人
	理事会の報告・決議があったとみなされる場合に、理事全員の意思表示の書面または電磁的記録がない。	1 法人

③評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬－報酬等支給基準

項目	具体的事例	法人数
役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について法令に定める手続きにより定め、公表しているか。 【ガイドラインⅠ-8-(2)-1】	理事、監事及び評議員の報酬等支給基準において、算定の基礎となる額等の算定方法が規定されていない。	1 法人

■管理

①人事管理

項目	具体的事例	該当法人数
法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。 【ガイドラインⅢ-1-1】	重要な役割を担う職員として定められている職員（業務執行理事）の任免について、理事会の決議を経ずに行われている。	1 法人

②会計管理

項目	具体的事例	法人数
会計処理の基本的扱いに沿った会計処理を行っているか。 【ガイドラインⅢ-3-(1)】	リース資産等について正確な会計処理が行われていない。	1 法人
経理規程を制定しているか。経理規程が順守されているか。 会計帳簿は適正に整備されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-1、Ⅲ-3-(4)-1】	経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。（現金出納帳の期末残高と貸借対照表残高に不整合がある）	1 法人
計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】	寄附金の計上が適正に行われていない。 （寄附を辞退したものを計上していた）	1 法人
寄附金について適正に計上されているか。 【留意事項9(2)】		
附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-2】	作成すべき附属明細書が作成されていない。	1 法人
財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-3】	基本財産が定款と一致していない。	1 法人

### ③その他

項目	具体的事例	該当 法人数
契約等が適正に行われているか。 【ガイドラインⅢ-4-(4)-4】	稟議書等の作成がされていない。	1 法人

### (3) 主な口頭指摘事項（助言を含む）

#### ■運営関係

具体的事例および指摘根拠
<p>&lt;口頭指摘&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告書の日付が正しくない。 【ガイドラインⅠ-5-(3)-1】</li> <li>・ 理事長の重任登記が2週間以内になされていない。 【ガイドラインⅢ-4-(4)-3】</li> </ul> <p>&lt;助言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人調査書の記載内容に不備が散見されたので、改善を図ること。</li> <li>・ 定款細則、評議員選任・解任委員運営規程に条ずれや実際と違うなど不備があるので是正すること。</li> <li>・ 理事会議事録に議案書や使用した資料一式を一緒に保管しておくことが望ましい。</li> </ul>

#### ■会計関係

具体的事例および指摘根拠
<p>&lt;口頭指摘&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程が定款や実態と整合性が取れていない条項が複数ある。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-1、Ⅲ-3-(3)-1、留意事項4・5】</li> <li>・ 引当金（賞与引当金）について適正に計上されていない。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】</li> <li>・ 最終補正予算が資金収支明細書に反映されていない。 【ガイドラインⅢ-3-(3)-3】</li> <li>・ 把握された注記すべき事項が注記されていない。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-1】</li> </ul> <p>&lt;助言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットバンキングでは購入者と承認者を分離し、牽制機能確立すること。</li> <li>・ 計算書類については必要なものと省略するものを区分し、整理しなおすこと。</li> </ul>

- ・ 事業未収金のうち1年以上のものが100万円を超えているので、確認をこまめに行い回収に努めること。
- ・ 定款細則・経理規程・給与規程等に間違い、規程不足などあるので整理し是正すること。
- ・ 決算報告書の目次と計算書類のとじ込みが一致してないので、目次のとおりとすること。
- ・ 小口現金は経理規定通りに運用すること。
- ・ 長期の契約は定期的に見直すこと。

※各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。法人詳細情報の中の「現況報告書」の「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の（2）」に公表されており、ご覧いただくことができます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス  
<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>